交通政策審議会海事分科会船員部会 第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会

【富田労働環境対策室長】 それでは、定刻よりも若干早いですけれども、予定された皆さん、おそろいということで、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の富田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員6名中6名のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において 準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し 上げます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。配布資料でございますが、「議事次第」、「委員名簿」、「配布資料一覧」、資料1として「全国内航鋼船運航業最低賃金」の公示文が2枚、資料2として「全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況」が1枚。いずれも、前回の資料から抜粋したものを用意させていただいております。

配布資料については以上でございます。資料は行き届いておりますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、早速議事に入りたいと思います。野川専門部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、議事を進めてまいります。全国内航鋼船運航業最低賃金の 改正についてでございますが、前回、第1回の会議で、こちらでは合意に至りませんでし た。それ以降、両者で、労使双方でお話合いをされたことと思いますので、その結果につ いて、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

【平岡委員】 それでは、前回以降、使用者側の方と今年の最低賃金をどのように解決できるのかということで、協議をしてまいりました。ただ、使用者側の考え方というのは、第1回で、我々が主張する改善についてはやむを得ないこともあるかもしれないけれども、その水準の妥協点をどのように見いだしていくのかということで協議してきたわけですけれども、使用者側は、当方の主張と全くかみ合わない中で、最終的には使用者側と協議をするわけですが、なかなか水準の乖離が大きいという中で、妥協点を見いだすことができなかったという状況です。

【野川部会長】 使用者側から何か補足ございますか。よろしいですか。

それでは、今、ご報告をいただきましたが、いまだ合意には至っていないということで ございますので、引き続き、この場でご意見を伺いたいと存じます。どうぞ。

和田委員。

【和田委員】 和田でございますが、さて、前回の部会でも、使用者側は、一部の船種の状況を披瀝し、最低賃金の改定が難しいと主張されておりましたが、そもそも最低賃金法に定める「通常事業の支払い能力」とは、個々の企業の支払い能力を言うことではなく、正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待できる賃金支払い能力を言うと国会でも答弁されています。到底、最賃改定の抑止力にはなり得ないと思っております。

また、今このときも、内航海運は国民生活を支える産業基礎物資輸送の8割を担っており、コロナ禍で一時的には低迷をしたとしても、エッセンシャルワーカーとしての務めを全うしていると思っております。また、「類似の労働者の賃金」についても、本来、学卒初任給、春季賃上げの状況などが考えられるわけですが、使用者は、類似の今年の海員組合の賃金改定額を参考とはせず、厚生労働省所管の陸上諸産業の最低賃金改定水準が下がっていることを理由に、改定する状況にはないとする考え方が既に示されております。

この二十数年、陸上の時給最賃は約600円から1,000円と40%の改定が行われて おります。仮に月額に換算するならば、差額を240倍する改定が行われてきたにもかか わらず、我々船員の最賃は、この間、諮問さえないがしろにされ、ここ数年来の約4%の 改定にとどまっております。

私は個人的に、陸上諸産業の改定額水準について「精査する」と、一定の定義づけをしていただけると改定要因が増えると思っていますので、できれば二十数年ほど遡って精査していただければ幸いと思っております。これまで海員組合のベースアップがないと、類似の賃金として改定水準を満たしてないと、してきたにもかかわらず、いいとこ取りはおやめになっていただきたいなと思っております。何はともあれ、船員の最賃については、昭和30年後半以降の様々な建議や通達により形成されており、この歴史をないがしろにはできないと思っております。

さて、本題に戻り、令和2年の船員の最低賃金をどのように取り扱うのかについては、 少子・高齢化と言われて随分とたちますが、労働力人口は確実に減少し、今後も必要な人 材を確保するための方策に迫られていると言っても過言ではございません。最低賃金の改 定だけで解決する問題ではありませんが、一つの要因であるとは思っております。陸上諸 産業にも劣る最賃改定水準で、どのようにして後継者を呼び込み、確保していくのか、この場にいる者の責務だとも考えておりますので、改定については、ぜひ前向きによろしくお願いしたいというのが労働側の考えでございます。

以上です。

【野川部会長】 使用者側、いかがでしょうか。労働側からご意見ありましたが。

【福島委員】 使用者側からですが、和田委員がおっしゃることについて全てノーと言うつもりはないですが、基本的に前回もお話ししたとおり、最低賃金というものに対しての考え方、これが全部ゼロでいいのかとは思ってないんですが、やはり非常に厳しい状況が続いた、また、一応、使用者側としても、数年来、ベースアップを認めてきた流れもあり、そういう中で、今回の話も水準というものについては、まだ簡単に言えなかった、そういうことでお話が止まってしまったと理解しております。

和田委員がおっしゃる意味も十分に理解しておりますが、しかしながら、会社経営という立場からしても、なかなか難しい一面があり、水準というものでお話をしていくべきじゃないかと我々は思っております。

以上です。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

和田委員。

【和田委員】 水準というお話についても、先ほど私も言わせてもらったんですが、これについても、昭和41年12月に出された最低賃金法第11条の解釈及び運用について、一定の水準として参考値とするというところも出されておりますので、私も先ほど言いましたとおり、これまでの経過をないがしろにした論議はできないと思っております。ただ厳しいだけで改定ができないというような主張はできないのではないかと、ここに全ての建議と通達が出ております。これらを読み取っていくと、到底そういった理由だけで最賃の改定ができないという判断にはならないと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

【野川部会長】 ほかにいかがでしょうか。

1点、私から労使にお伺いしたいのは、何といっても、今年の最賃改定について最も大きな課題となるのが、コロナ禍における様々な事情です。これを、今まで話ありませんでしたが、率直に、このコロナ禍の中で最賃の改定についてどうお考えになるのかということを率直にお伺いして、それで公益委員の参考にもさせていただきたいと思います。

労働側、いかがでしょうか。

【平岡委員】 今、部会長からお話があったように、コロナ禍の状況の中で、最低賃金を、どういうふうに労働者側は、考えているのかということでしょうけれども、はっきり言いますと、こういう状況であることは十分理解しています。ただ、そういう中にあっても、最低賃金、船主側は支払い能力とか、そういう話はしますけれども、最低賃金の関係と支払い能力の問題は全く別問題であって、この産業の賃金をどういうふうに改善するかということでやっているわけですから、厳しい状況はどこも同じと思います。陸上だって同じです。ただ、陸上の場合は、中央最賃が据え置きと決まったから、そこを見て、同じように足踏みするというような考え方は、我々、一切持っておりません。海上最賃、特に内航の最賃でございますので、周囲の状況とか船員不足問題とかもあります。

それと、働き方改革の問題とか、そういうことがいろいろ論議されているわけですから、 いかに労働条件を改善していくかということですから、やはり賃金改善が必要不可欠であ ると思っておりますので、その辺はしっかり使用者側も受け止めて、しっかり考えていた だきたいと思っています。

【野川部会長】 ありがとうございます。

使用者側、いかがですか。

【村田委員】 先ほど平岡委員からお話ありました。こちらの立場というのはもちろん、会社があっての労働環境ということも一つ言えるんじゃないかと思います。リーマンショックを上回る経済情勢、また、先ほど和田委員からありましたように、鉄鋼だけではなく、全業種において、船種において輸送量の減少というのは、数字で見て明らかに出ていると、こういうことでございます。そういった中で、我々も、船員不足という観点からいくと、最低賃金を将来に向かって上げていく、そういった点では、前回も申し上げたとおり、同じような意見であります。ただし、このコロナ禍において、やはり例年どおり上げていくとか、そういったことは非常に難しい。

また逆に、私どもは、労働環境も変わっていく中で、やはり最低賃金だけでなく、全ての意味で、船員不足に対応するような、そういう方向性を今打ち出しているところでございます。また、それに対応していく準備を持っているところであります。よって、最低賃金が例年どおりは到底受け入れられない。よって、そこら辺の妥協という点で、どういったところがあるのか、そこら辺を話し合うべきであると思っています。

【野川部会長】 和田委員、どうぞ。

【和田委員】 僕の名前が出たので、少し説明しておきます。私が言ったのは、一部の船種、鉄鋼産業の話だと思います。鉄鋼の需要における製鉄所の閉鎖の問題だって、コロナの問題ではないと思っております。また、内航につきましては、確かに需要が減って、低迷した部分はありました。とはいえ、船員は雇用調整助成金をもらって自宅待機をしているのかということにはなりませんよね。どうしても船舶を管理するために乗船して、何ら変わらない仕事をしていると思っておりますし、先ほども言いましたとおり、内航海運は産業基礎物資輸送の8割、これを担ってきており、また、エッセンシャルワーカー、必要な物資輸送を行っている人という部分では、内航は厳しいとは、なかなか言えないんじゃないかなと思っております。それを理由にして最賃改定が行われないというのは、船員さんに対して失礼だと思っております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

平岡委員。

【平岡委員】 使用者側の話では、賃金だけではないんじゃないかというようなお話もされるわけですけれども、それで労働環境、ほかのことを考えているともとれますが、その辺は本末転倒ではないかと思っていまして、やはり内航海運業界の船員の賃金がどうあるべきかということで協議しているわけですから、労働環境の問題とか、その辺のところは別のところでやっていただきたいと思います。やはり内航で働く船員の最低の賃金とはこういうものだということでやっているわけですから、先ほどから、業界の置かれている状況とか、縷々お話しされますけれども、やはりしっかり、その辺で改善する必要性があると思うので、船主側も改善することについて水準も含め若干見込んだような考え方を持ってもらわないとなかなか決まっていかないんじゃないかなと思います。

【野川部会長】 ありがとうございます。大分ご意見を伺いましたが、前回同様、この場でのご意見を伺った限りでまとまるという状況にはないようですので、そろそろ双方のご意見について歩み寄りを進めていただきたいと存じます。方向性を見いだすべく、一旦この場をクローズして、労使で意見を率直に、労使だけで忌憚のないご意見を交換していただきたいと思います。

ただ、私、一言申し上げたいのは、この最低賃金審議会は、審議会の中では珍しく、公 労使3者構成で、当事者が決定の場に参与すると、こういう方法を取っています。これは、 労使の実情を一番よく分かっている両者の合意によって決めるのが、国の最低賃金を決め るんですけれども、それでも国が決めるんじゃなくて、労使が合意して決めることが一番 利にかなっていると、こういう考え方で設定されているものでございます。

これが、労使の合意が最後まで成り立たずに、例えば、公益委員のご提案によって決まるというようなことになりますと、またそれが続きますと、3者構成という審議会の在り方自体に対する疑問はかねてから出されておりまして、それに言質を与えるような結果にもなりかねない。私としては、ぜひ歩み寄りを真摯に進めていただいて、合意の上で適正な最低賃金が決まると、ああいう形になることを強く望んでおります。

では、よろしくお願いいたします。あまり時間を取れませんが、20分程度でお願いいたします。それでは、別室を用意してありますので、お願いいたします。

(中断)

【野川部会長】 お疲れさまでした。それでは、話合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

平岡委員。

【平岡委員】 部会長にお時間をいただきまして、どういうふうに水準を詰めていくのか、というようなことで話はしたんですけれども、やはり水準について、双方、なかなか詰めることができなかったということが本音です。ただ、さりとて、そういう状況はまずいんじゃないかというようなことも言いながらやるわけですけれども、なかなかその辺について折り合いが合わなかったということです。よって、結論は出ずに終わったというようなことです。

【野川部会長】 使用者側から補足、何かございますか。

それでは、今、お話合いをいただきましたが、なお合意に至らない部分が残されている ということですので、よろしければ公益委員の側から提案をさせていただきたいと思いま すが、よろしいでしょうか。

それでは、一旦この場をクローズいたしまして、別室にて個別にまず労使双方のご意見をお聞かせいただき、その内容を踏まえて、公益からの提案をさせていただくという形で進めさせていただきます。ご意見の聴取はそれぞれ10分程度を目安に考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、議論の整理をするために事務局も同席をさせていただきたいと思いますが、よろ しいでしょうか。

それでは、一旦この場を中断いたしまして、まず、使用者側からご意見を伺いたいと思

います。今、場を設定していただきます。

(中断)

【野川部会長】 労使双方、何度もご足労いただいてありがとうございました。それでは、最低賃金の改正につきまして、これから引上げの額を申し上げます。

最低賃金の改正につきましては、職員Aを500円引き上げ、職員Bを500円引き上げ、部員Aを500円引き上げ、部員Bを500円引き上げて、適用する船員に係る最低賃金の職員、現在、24万9,550円を25万50円に、ただし書の職員23万3,100円を23万3,600円に、部員19万950円を19万1,450円に、ただし書の海上経歴3年未満の部員18万1,650円を18万2,150円に、それぞれ改正することが適当であるとの結論とし、船員部会に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございました。

平岡委員。

【平岡委員】 要望があるんですけれども。

【野川部会長】 どうぞ。

【平岡委員】 内航の最賃の、毎年決定したときに要望しているんですけれども、航海 士、機関士が乗り組んでいない船舶の船長、それと機関長の賃金につきましては、その職 責を考慮して、最低賃金を上回るよう引き続き行政指導されたいということを要望したい と思います。

【野川部会長】 ありがとうございます。今のご意見はテークノートしておきたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、最低賃金の改正に関わる審議は全て終了いたしました。 皆様のご協力により無事終了いたしましたこと、厚く御礼を申し上げます。

では、これにて全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会を終了といたします。どうもお疲れさまでした。

— 了 —